破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９０号

東京都新宿区西新宿６丁目11番３号Ｄタワー西新宿10階
清算株式会社　株式会社ｃｅｎｔｕｒｙ
代表清算人　水原　祥吾

１　決定年月日　令和８年１月29日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙協定債権者一覧記載の各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金総額から特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお各協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については本協定認可決定確定時に全額免除する。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部